

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県監査委員 岩 渕 誠  
岩手県監査委員 佐々木 茂 光  
岩手県監査委員 五 味 克 仁  
岩手県監査委員 中 野 玲 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課の分掌事務) 第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること。</u> (9)～(17) [略] 2 [略]	(課の分掌事務) 第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに死者に 関する情報の開示及び訂正に関すること。</u> (9)～(17) [略] 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。